

平成25年度決算に基づく  
健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

横浜市監査委員



地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された平成25年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された平成25年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付する。

平成26年9月16日

横浜市監査委員	川	内	克	忠
同	山	口	俊	明
同	尾	立	孝	司
同	佐	藤		茂
同	菅	野	義	矩

# 第1 審査の対象

- 1 平成25年度決算に基づく健全化判断比率
  - (1) 実質赤字比率
  - (2) 連結実質赤字比率
  - (3) 実質公債費比率
  - (4) 将来負担比率
- 2 平成25年度決算に基づく資金不足比率
- 3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

## 【参 考】

### 【健全化判断比率及び資金不足比率の対象】

区 分	会 計 名	実質赤字比 率	連結実質 赤字比率	実質公債 費 比 率	将来負担 比 率	資金不足 比 率						
横 浜 市	一般会計	↑	↑	↑	↑							
	特別会計											
	母子寡婦福祉資金会計											
	勤労者福祉共済事業費会計											
	公害被害者救済事業費会計											
	新墓園事業費会計											
	みどり保全創造事業費会計											
	公共事業用地費会計											
	市債金会計											
	公営事業 会 計											
	国民健康保険事業費会計											
	介護保険事業費会計											
	自動車駐車場事業費会計											
	後期高齢者医療事業費会計											
	公営企業 会 計											
	法非適用						港湾整備事業費会計					↑
	中央卸売市場費会計											
	中央と畜場費会計											
	市街地開発事業費会計											
	風力発電事業費会計											
	法適用						下水道事業会計					
	埋立事業会計											
	水道事業会計											
	工業用水道事業会計											
	自動車事業会計											
	高速鉄道事業会計											
	病院事業会計											
一部事務組合・広域連合				↓								
地方公社・第三セクター等					↓							

(注)

- 1 この表は、総務省が作成した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率を算定するための様式に関する記載要領等を基に、横浜市の会計を記述したものである。
- 2 公営企業会計のうち法非適用は地方公営企業法を適用していない会計、法適用は地方公営企業法の規定の全部又は財務規定等を適用している会計である。

## 第2 審査の期間

平成26年7月1日から平成26年9月4日まで

## 第3 審査の方法

平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて審査を行った。

## 第4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及び資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令の規定に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

### 1 健全化判断比率

健全化判断比率	平成25年度 決 算	平成24年度 決 算	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
(1) 実質赤字比率	—	—	11.25%	20.00%
(2) 連結実質赤字比率	—	—	16.25%	30.00%
(3) 実質公債費比率	15.4%	15.4%	25.0 %	35.0 %
(4) 将来負担比率	198.7%	200.4%	400.0 %	

(注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「—」と表記した。

## 2 資金不足比率

会 計 名	平成25年度 決 算	平成24年度 決 算	経営健全化 基 準
(1) 港湾整備事業費会計	—	—	20.0%
(2) 中央卸売市場費会計	—	—	
(3) 中央と畜場費会計	—	—	
(4) 市街地開発事業費会計	—	—	
(5) 風力発電事業費会計	—	—	
(6) 下水道事業会計	—	—	
(7) 埋立事業会計	—	—	
(8) 水道事業会計	—	—	
(9) 工業用水道事業会計	—	—	
(10) 自動車事業会計	—	—	
(11) 高速鉄道事業会計	—	—	
(12) 病院事業会計	—	—	

(注) 資金不足額がない場合は「—」と表記した。